



平成 2 8 年

# 歳 末 特 別 警 戒

平成 2 8 年 1 2 月 1 0 日 (土) ~ 1 2 月 3 1 日 (土)

小樽市消防本部・小樽市消防団



歳末は、年の瀬や新年を迎える準備などで家庭も職場も忙しくなりがちで、寒さが厳しくなりストーブなどの暖房機器を使用することから、ちょっとした不注意で火災が発生しやすくなります。

また、飲食店、販売店や宿泊施設などでは、多くの人出を迎えることで防火管理が不十分になるおそれがあります。

そのため、次のことに注意して火災の発生を防ぎ、また、火災が発生しても被害を少なくするようにしましょう。

## ○ ご家庭での火の用心 ○

- ・ 就寝前や家を留守にするときは、火の元の確認をしましょう。
- ・ ストーブの上方に洗濯物を干すのは危険です。暖房機器の周りには燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- ・ 調理中にその場を離れるときは、必ず火を消しましょう。
- ・ 厨房機器やその周囲が油で汚れていると、その油に着火して火災になるおそれがあります。厨房機器やその周囲はこまめに清掃しましょう。
- ・ 住宅用火災警報器は、警報音で火災の発生を初期の段階で知らせてくれます。設置していないご家庭は、早期に設置しましょう。

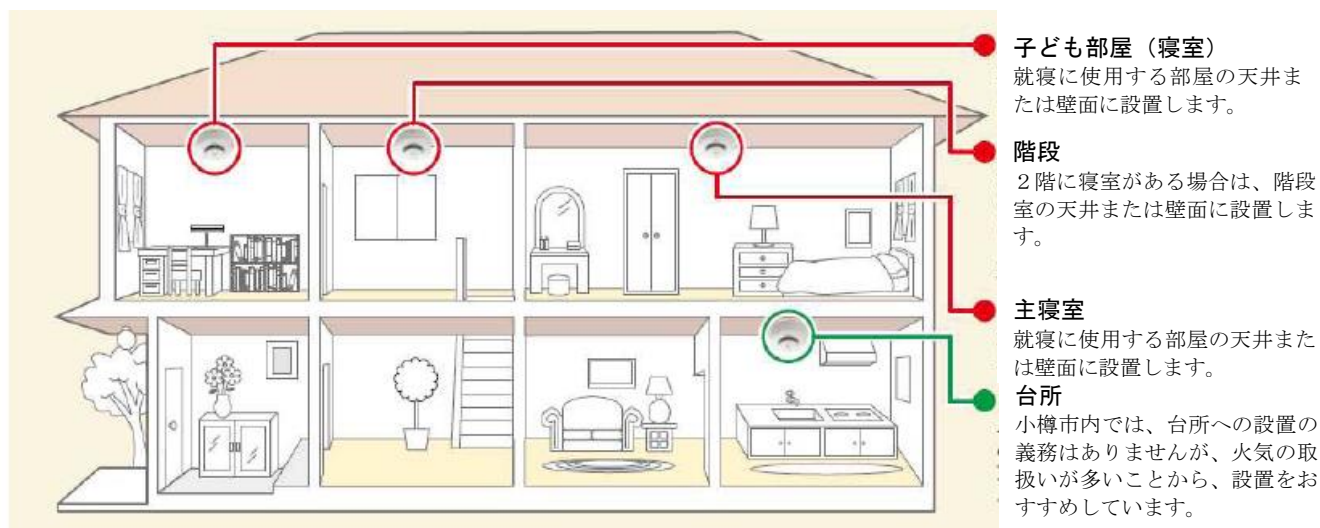
## ○ 事業所での防火対策 ○

- ・ 通路や階段など避難経路には、商品など避難の障害になるものを置かないようにしましょう。
- ・ 外へ通じる避難口が、雪で開かなくならないようにしましょう。
- ・ 年末年始の混雑に備えた防火・防災管理体制を確認しましょう。一時的に職員が増加する事業所では、防火についての教育体制も確認しましょう。
- ・ 空き箱や段ボールなどの燃えやすい物を建物の周囲に置かない、出入口、窓や門はきちんと戸締りする、夜間は外灯をつけるなど放火対策は万全にしましょう。
- ・ 消防用設備等や火気設備は、定期的に点検しましょう。

# 皆さんのお住まいの住宅には、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

新築の住宅は、平成18年6月1日から、  
既存の住宅は、平成23年6月1日から設置が義務付けられています。

## ○ 住宅用火災警報器の取付け場所は下図のとおりです ○



## ○ 消防職員が住宅用火災警報器の取り付け作業をお手伝いします ○

住宅用火災警報器を購入したものの、天井や壁に取り付ける作業が困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者が居住する世帯に対し、消防職員が住宅用火災警報器の取り付け作業をお手伝いします。

## ○ 悪質な訪問販売にご注意ください！ ○

「消防署の方から来た」「消防に委託された」

このようなことを言う業者は疑わしい業者です。

消防職員や消防団員が、物品の販売を行うことはありません。

契約や取付けをせず、すぐに消防機関か消費者センターにご相談ください。

## ○ 歳末特別警戒・住宅用火災警報器に関する問い合わせ先 ○

消防本部 予防課	22-9181	消防署 花園出張所	23-4102
消防署	22-9171	消防署 朝里出張所	54-8104
消防署 銭函支署	62-2851	消防署 長橋出張所	23-2316
消防署 手宮出張所	23-0274	消防署 塩谷出張所	26-1937
消防署 手宮出張所 高島支所	22-2626	消防署 塩谷出張所 蘭島支所	64-2161